

P54 砂防指定地台帳再整備について

(財) 砂防フロンティア整備推進機構 岩間修二

1. はじめに

砂防指定地は、土砂の生産・流送もしくは堆積により、溪流・河川若しくは流域に著しい被害を及ぼす区域で、治水上砂防のため砂防設備の設置または、一定の行為の禁止若しくは制限が必要と認められる区域であり、明治30年にその根拠法令である砂防法が制定されて以来、現在約 58,000 箇所、84 万 ha を越え、全国土の 2.2% を占めています。

これら砂防指定地の適正な管理は土砂災害を未然に防止し、安全で潤いある国民生活の基盤をつくるための根幹をなすもので、砂防指定地台帳整備規則（改正昭和42年5月1日建設省令第12号）により、所定の様式により砂防指定地台帳を調製することが義務づけられています。

しかしながら、明治・大正・昭和の初期に指定されたものは、その後の行政区画の変更、土地の分合筆、大規模開発などにより、現況の地名・地番との不整合が生じ、砂防指定地の範囲が不明瞭となり、砂防指定地の管理上問題が数多く生じています。

このため、指定当時の地名地番が、現在どのような地名・地番に変更されたかを調査し、指定地範囲を明確に把握するための付図（地番図、区域図、位置図等）を作成し、砂防指定地台帳の再整備を図ることが必要となっています。

(財) 砂防フロンティア整備推進機構では平成3年よりこれら台帳等の作成を行っており、これら整備手法並びに整備で発生した問題及び今後の課題について検討する。

2. 砂防指定地台帳整備方法

2. 1 整備項目

砂防指定地の再整備にあたって、砂防指定地の範囲の明確な把握・適正な管理を行うために以下の項目の整備を行っている。

① 砂防指定地台帳

砂防指定地台帳整備規則に基づき、所定の様式により指定の年月日・指定区域・面積・指定概況・保安林等との重複関係について記載したもの

② 砂防指定地地名・地番新旧対照表

指定当時の地名地番が現在どのような地名・地番に変更されたかを示すもの

③ 砂防指定地地番図

砂防指定地の位置範囲を現況の地番で把握したもの

④ 砂防指定地区域図

砂防指定地の位置範囲を現況地形図に表したもの

⑤ 砂防指定地台帳付図

管理者が管理している管内での位置関係を表すもの

2. 2 整備方法

既存の砂防指定地台帳・砂防指定地告示官報・砂防指定地指定申請図書等各整備項目に必要な資料を収集し、それら収集資料を基に指定地の位置範囲を特定し2. 1に示す資料の整備を行った。整備の流れは、図-1のとおりである。

3. 整備上で発生した問題点及び今後の課題

3. 1 砂防指定地の範囲確定における問題

再整備においては、既存資料の状況により精度が大きく左右されており、範囲特定にあたり多くの問題が生じた。生じた問題点をまとめると以下のようなになる。

- ①官報告示内容と砂防指定地指定申請図書の内容の相違
- ②資料消失（申請図書）または資料が古すぎるため判読困難による指定地の範囲精度の低下
- ③公図と地形図の不整合による位置精度の低下
- ④指定後の国土調査による地番の不整合
- ⑤国土調査図と地形図の不整合による位置精度の低下

3. 2 今後の課題

指定地の再整備により古い指定地等についても指定地範囲が特定されたが、これにより、告示の訂正及び指定の解除手続きが必要な指定地が発生しており、今後これら指定地の速やかな処理を進める必要がある。

また、今回の再整備において、古い線・標柱指定は公図の資料を元に範囲の特定を行っているが、公図の位置精度では、指定地範囲の特定がかなり困難であった。

現在国内で、国土調査が行われ地番境界等の位置が特定できる地域は限られており、今後の砂防指定地を更新管理していくにあたり、現在使われている公図で範囲が特定できるよう砂防指定地の進達方法についても簡素化していくことが望まれる。

さらに、これら膨大な砂防指定地情報の管理を行っていく上でデータベース管理が急務であり、当財団では、砂防指定地情報の管理システムの整備を試験的に行っているが、現在進められている砂防GISを含め、その他砂防関連のデータとの整合を図っていくことが必要であると思われる。

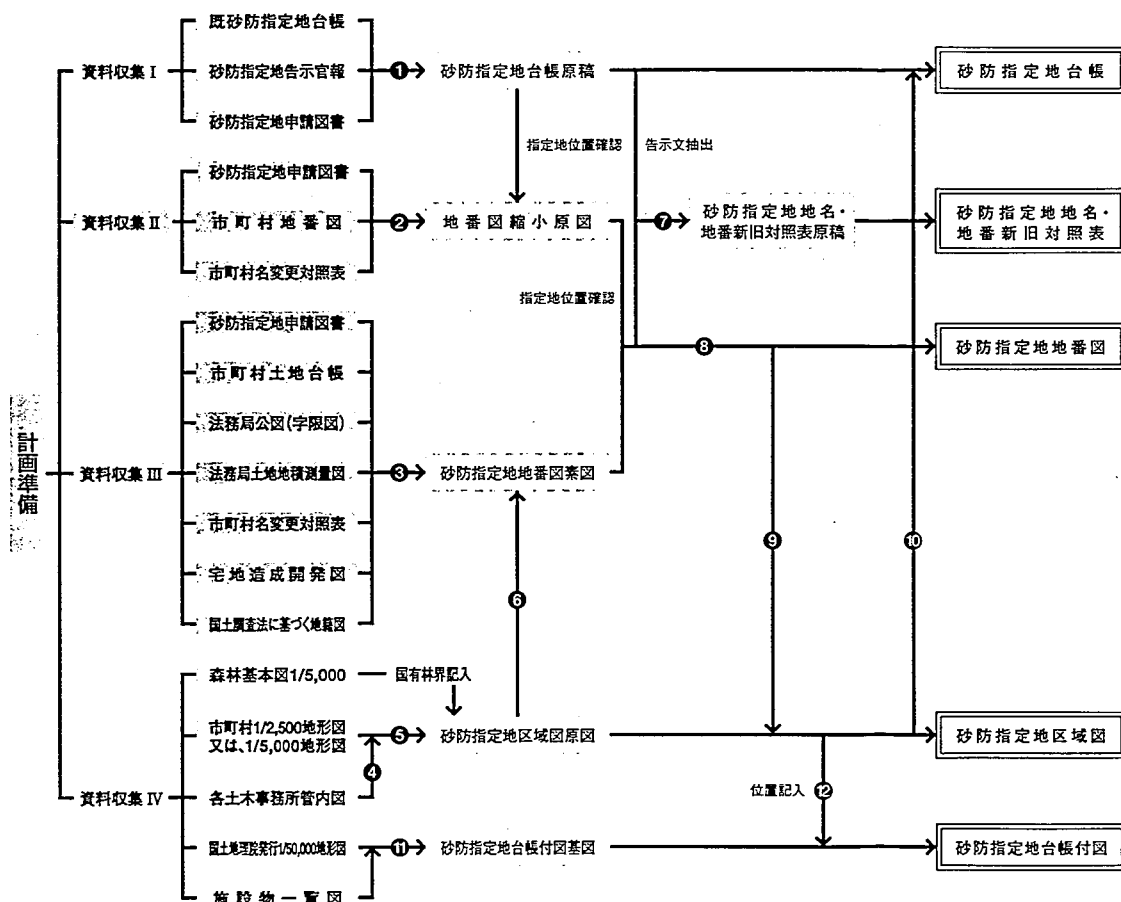


図 - 1 砂防指定地台帳整備作業の流れ